

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	予防接種(高齢者)関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西海市は、予防接種法(高齢者)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報のファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種法(高齢者)に関する事務では、事務の一部を外部の機関に委託している。委託先に対しては、契約締結時に情報保護管理体制を確認し、併せて契約事項に個人情報の保護及び取り扱い事項等を含めることで万全を期している。

評価実施機関名

西海市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種(高齢者)関係事務
②事務の概要	西海市では予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、高齢者の予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理などを行う。臨時に行う予防接種及び定期の予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、当該疾病、障害または死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものと認められた場合に行う健康被害の救済に係る給付及び予防接種を受ける際の実費の徴収に係る事務処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者の把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務関係 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の記録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル、2. 宛名基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表14の項、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(ワクチン接種記録システム(VRS)上のデータを管理する事業者(委託先)への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令の表 25の項、27の項、28の項、29の項、153の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令の表 25の項、26の項、153の項、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西海市 保健福祉部 健康ほけん課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西海市 総務部 総務課 電話:0959-37-0011 住所:西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	西海市 総務部 総務課 電話:0959-37-0011 住所:西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照合を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザー認証をパスワードと顔認証による2段階で行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月14日	1-5-2所長名の記載名	健康課長 伊藤 平 職 説明	課長	事後	肩書きの変更による記載変更
令和1年10月14日	IVリスク対策	なし	新設記入	事後	シート追加による新規記載
令和1年10月14日	1-1②事務の概要	西海市では予防接種法の規定に基づき、高齢者の予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の取組などを行う。届出を行う予防接種及び定期の予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、当該疾病、障害または死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものと認められた場合に行う健康被害の救済に係る給付及び予防接種を受ける際の実費の徴収に係る事務処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①予防接種法による予防接種の実施対象者の把握②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	西海市では予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき、高齢者の予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の取組などを行う。届出を行う予防接種及び定期の予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、当該疾病、障害または死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものと認められた場合に行う健康被害の救済に係る給付及び予防接種を受ける際の実費の徴収に係る事務処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①予防接種法による予防接種の実施対象者の把握②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	事前	「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」の追加による変更
令和1年10月14日	1-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番10、93-2番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	番号法第9条第1項 別表第一 項番10、93-2番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事前	肩書による変更および「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」の追加による変更
令和1年10月14日	1-4②法令上の根拠	番号法第18条7号及び別表第二 項番17-1、8、予防接種法、同法施行令、同法施行規則等 予防接種法第5条等、同法施行令第1条の3等	【情報照会の根拠】番号法第18条第7号 別表第二 項番16-2、17、18、19、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第15条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】番号法第18条第7号 別表第二 項番16-2、18-3、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事前	肩書による変更および「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」の追加による変更
令和1年10月14日	1-1②事務の概要	西海市では予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき、高齢者の予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の取組などを行う。届出を行う予防接種及び定期の予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、当該疾病、障害または死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものと認められた場合に行う健康被害の救済に係る給付及び予防接種を受ける際の実費の徴収に係る事務処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①予防接種法による予防接種の実施対象者の把握②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	西海市では予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき、高齢者の予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の取組などを行う。届出を行う予防接種及び定期の予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、当該疾病、障害または死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものと認められた場合に行う健康被害の救済に係る給付及び予防接種を受ける際の実費の徴収に係る事務処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①予防接種法による予防接種の実施対象者の把握②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務関係 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の記録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和1年10月14日	1-1③システムの名称	健康管理システム、団体内統合照会システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合照会システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和1年10月14日	1-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番10、93-2番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	番号法第9条第1項 別表第一 項番10、93-2番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第18条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供(照会のみ) 番号法第18条第5号(ワクチン接種記録システム(VRS)上のデータ管理する事業者(委託先)への提供)	事後	
令和1年10月14日	IV-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和1年10月14日	1-1②事務の概要	西海市では予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき、高齢者の予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の取組などを行う。届出を行う予防接種及び定期の予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、当該疾病、障害または死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものと認められた場合に行う健康被害の救済に係る給付及び予防接種を受ける際の実費の徴収に係る事務処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①予防接種法による予防接種の実施対象者の把握②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	西海市では予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき、高齢者の予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の取組などを行う。届出を行う予防接種及び定期の予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、当該疾病、障害または死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものと認められた場合に行う健康被害の救済に係る給付及び予防接種を受ける際の実費の徴収に係る事務処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①予防接種法による予防接種の実施対象者の把握②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務関係 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の記録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	
令和1年10月14日	1-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番10、93-2番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第18条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供(照会のみ) 番号法第18条第5号(ワクチン接種記録システム(VRS)上のデータ管理する事業者(委託先)への提供)	番号法第9条第1項 別表14の項、126の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第18条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供(照会のみ) 番号法第18条第5号(ワクチン接種記録システム(VRS)上のデータ管理する事業者(委託先)への提供)	事後	
令和1年10月14日	1-4②法令上の根拠	【情報照会の根拠】番号法第18条第7号 別表第二 項番16-2、17、18、19、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第15条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】番号法第18条第7号 別表第二 項番16-2、18-3、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	【情報照会の根拠】番号法第18条第7号 別表第二 項番16-2、17、18、19、115-2 【情報照会の根拠】番号法第18条第7号に基づく主務省令の表25の項、27の項、28の項、28の項、153の項、153の項、27の項、28の項、28の項、153の項、153の項 【情報提供の根拠】番号法第18条第7号に基づく主務省令の表25の項、26の項、153の項、154の項	事後	